

令和元年度 苦情およびご意見

件	受付日	内 容	処 遇 結 果
1	9月6日	<p>幼児無償化における給食費の自己負担について、1号認定と2号認定で副食費に差が発生しているのは何故か。1号、2号で給食及びおやつの内容に違いがあるのか。</p> <p>また、認定（入園）が容易な1号の方が優遇され、認定の難しい2号がより負担を強いられているのは不快に感じる。</p> <p>1号認定と2号認定との月1500円、年16000円の差額の内訳を詳細に説明して欲しい。</p>	<p>1号認定の子は希望保育期間（年間で、夏3週間、冬4日間、春1週間と約1ヶ月ほど）は休業としてお休みとなる為、給食費月額5300円の12分の11で乗じた4800円となっている。</p> <p>なお、1号の子が希望保育期間に登園する場合は（年少以上の場合）1日1000円の保育料（その内、主食代50円、副食費200円）を支払うことになり、したがって、その期間に仮に登園する場合は、給食費の負担をしてもらう。</p> <p>2号の子については、国の基準にしたがって、金額並びに月額単位をするように設定している。</p> <p>文書を作成し、翌週、保護者に伝えた。</p>